

早川幸子さんの

知ってますか？ あなたの「年金の空白期間」



この4月に60歳の誕生日を迎える会員のAさんは、2月に日本年金機構から送られてきた「年金に関するお知らせ」といってはがきを見て驚いた。

「私が年金をもらえるのは61歳から。今年からもらえると思つていたので焦りました」

本来の年金受給開始年齢は65歳だが、旧制度からの経過措置として、これまで会員には特別に60歳から年金が支給されていた。会員の年金制度は、基礎年金に厚生年金が上乗せされた2階建て年金だ。60～64歳の間にもらえる年金を特別支給といい、加入期間で決まる「定額部分」、現役時代の給料の額と加入期間で決まる「報酬比例部

分」に分かれている。

この両方を60歳からもらえたのは1941（昭和16）年4月1日以前に生まれた人（女性は5年遅れ）だけで、これより後に生まれた人は段階的に受給開始年齢が引き上げられ、定額部分はすでにもらえないなくなっている。そして、今年4月から報酬比例部分の引き上げも開始。ま

ず、53（昭和28）年4月2日から55（昭和30）年4月1日生まれの男性の受給開始年齢が61歳にな

る。そこで、今年4月から報酬比例部分の受給開始年齢

報酬比例部分の受給開始年齢の引き上げに対応するために、今年4月から「改正高齢者雇用安定法」が施行された。企業

継続雇用

この両方を60歳からもらえたのは1941（昭和16）年4月1日以前に生まれた人（女性は5年遅れ）だけで、これより後に生まれた人は段階的に受給開始年齢が引き上げられ、定額部分はすでにもらえないなくなっている。そして、今年4月から報酬比例部分の受給開始年齢

引き上げられたため、このグループの先頭集團にいるAさんは60歳になつても年金がもらえないといったところだ。

受給開始年齢は今後も段階的に引き上げられ、最終的に男性は61（昭和36）年4月2日、女性は66（昭和41）年4月2日以降に生まれた人は65歳からになる予定だ。年金問題に詳しい社会保険労務士の東海林正昭さんは「60歳から年金がもらえないことは、ライフプランに大きな影響を与える。それなのに一般にあまり知られていない」。

「高齢者の雇用状況による影響を考慮する。それなのに一と82・5%の企業が③の継続雇用を採用している。継続雇用は、いったん定年退職した後に嘱託職員などで再雇用するといつたものだ。この場

には継続雇用を希望するすべて

の従業員（心身に故障のある人

は除く）を65歳まで雇用するこ

とが義務付けられた。当面、働く道は確保できそうだ。

ただ、1ヶ月繰り上げる

ごとに0・5%ずつ年金額が減

額される。また、報酬比例部

だけではなく、65歳からもら

うの老人基礎年金も同時に繰

り上げなければならない。

たとえば、本来の受給開始年

齢が61歳のAさんが、60歳0カ

月で繰り上げ受給をすると、報

酬比例部分は1年分の6%、老

人基礎年金は5年分の30%がそ

れぞれ減額されてしまうのだ。

「繰り上げ受給は年金の空白

期間を埋めますが、その先

も減額された年金が続きます。

長生きするほど損になるので慎

重に判断を」と前出の東海林さ

ん。

年金の空白期間をどのように

暮らすのか。もらえないつ

から慌てないように年金制度

や雇用制度をよく調べるととも

に、家計の見直しも行って早め

に乗り切ればいいのだろうか。

この準備をしておきたい。



イラスト・深川直美

年金の繰り上げ

手持ちの預貯金などで年金開

始まで乗り切れればいいが、生

活が厳しい場合に考えたいのが

年金の繰り上げ受給だ。

年金の繰り上げ

手持ちの預貯金などで年金開

始まで乗り切れればいいが、生

活が厳しい場合に考えたいのが

年金の繰り上げ受給だ。